

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内介護サービス事業所利用者の新型コロナウイルス感染
に伴う感染拡大防止に向けた対応の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、伊丹健康福祉事務所管内の通所リハビリテーションの利用者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された事案が発生しました。

感染症防止対策の徹底については、令和2年3月2日付け高第2055号で通知（別添参照等）しておりますが、今般の事案を踏まえ、貴施設・事業所において利用者や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、これまでの厚生労働省事務連絡に加え、下記にもご留意いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止に向けた対応

令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」に基づき、濃厚接触が疑われる利用者や職員に対する適切に対応すること。※以下の記載内容は、別添厚労省事務連絡を抜粋したもの

(1) 通所・短期入所サービスの場合

①情報共有・報告等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、県健康福祉事務所・保健所（以下「保健所等」）に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に速やかに電話連絡し、指示を受けること。

②消毒・清掃等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施すること。

③濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

○濃厚接触が疑われる利用者については、保健所等の指示に従い、自宅待機依頼を徹底すること。

○自宅待機が必要な利用者報告を受けた居宅介護支援事業所等は、生活に必要な訪問系サービスの確保（他の通所系サービス提供は、感染拡大に繋がるため）を調整すること。なお、調整に際して、保健所等から利用者に係る感染症に関する指示があれば、その指示を踏まえること。

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内における新型コロナウイルスに感染した患者の発生に伴う
感染症防止対策の再徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨日（3月1日）、県内で初めて新型コロナウイルスに感染した患者の発生が確認されました。改めて、感染の拡大防止に全力で取り組む必要があります。

感染症への対応につきましては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、重症化しやすい高齢者が入居する高齢者福祉施設等においては、とりわけ感染経路の遮断が重要ですので、引き続き、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）をはじめとする厚生労働省からの通知等に基づき、高齢者や職員はもとより、面会者や委託業者等も含めた感染経路の遮断のほか、利用者や職員の健康管理の徹底等、改めて、感染症防止対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本県においては3月3日から15日の間、小学校、中学校、高等学校等に対して臨時休業を要請しており、職員の方々が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定されます。こうした場合にも、必要とされるサービスが適切に提供されるよう、令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」を御確認いただくとともに、同年2月17日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」にもあるとおり、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携等を通じて、他施設からの職員の応援が確保されるようにする等、必要な対応をお願いいたします。

記

○記者発表資料（県ホームページ掲載）URL

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/documents/corona-2003012230_4.pdf

○厚生労働省通知等（同上）URL

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tu-chi.html>

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--